Ⅳ. 協働の実現に向けて

協働の実現に向けて、以下のような新たな取組みが必要です。

■ 庁内の取組み

協働推進体制の整備

協働に関する職員研修の充実

職員の協働に対する理解促進・定着のため、講演会等の開催や職層研修を広げるなど、協働意識の醸成に向けた職員研修の充実を図ります。

庁内体制の整備

協働事業の実務者間で協働の取組み状況や情報交換等を行うことができる仕組みなど、全庁的に協働事業を推進する体制の整備に取り組んでいきます。

協働推進のための制度の整備

協働事業提案制度の整備	協働の主体自らが事業を提案することができる協働事業提案制度を整備します。
協働ガイドラインの作成	協働事業を進める上での留意点や、協働の形態、協働のパートナーの選択、実施のプロセスなど、協働の手引書となるガイドラインを作成します。
協働協定書の整備	事業の目的や役割分担、実施方法、責任の所在、事業費用の配 分などを書面に記した協働協定書の整備に努めます。
協働事業を支える財政基盤の検討	公的財源に加え協働事業の趣旨に賛同する個人・団体・事業者 などからの寄付による協働基金の設立等を検討します。

地域への働きかけ

協働指針、協働事業の普及啓発	協働事例集等を作成し、区民や活動団体等に広く周知します。 また区民や活動団体向けに講座等を実施し、協働に関する啓発 を行います。
活動団体の情報収集・発信	活動団体の団体情報や活動内容を収集し、広く区民や活動団体に発信していきます。
地域で活動する機会や場の提供	これから地域で活動しようという意欲をもった人が、自主的に 活動に参加できるような機会や、団体が活動を広げる場の提供 を検討します。

中間支援組織の整備



(中間支援組織のイメージ)

